

光市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定により、平成30年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和元年5月13日

光市監査委員 松 本 利 幸
同 中 本 和 行

平成 30 年度

定期 監査 報告 書

光市 監査 委員

定期監査の結果報告

- 1 監査の時期 平成30年11月16日から平成31年4月25日まで

- 2 監査の対象
 - (1) 市長部局
 - ア 政策企画部 企画調整課、広報・シティプロモーション推進室、
財政課、情報推進課
 - イ 総務部 総務課、秘書室、防災危機管理課、入札監理課
 - ウ 市民部 市民課、税務課、収納対策課、生活安全課、人権推進課、
地域づくり推進課
 - エ 大和支所 住民福祉課
 - オ 環境部 環境政策課、環境事業課、下水道課、深山浄苑
 - カ 福祉保健部 福祉総務課、高齢者支援課、子ども家庭課、健康増進課
 - キ 経済部 農林水産課、商工観光課
 - ク 建設部 監理課、用地課、道路河川課、建築住宅課、都市政策課
 - ケ 会計管理者 会計課
 - (2) 教育委員会 教育総務課、学校教育課、人権教育課、
文化・社会教育課、体育課、図書館、学校給食センター
 - (3) 市議会
 - (4) 農業委員会
 - (5) 選挙管理委員会
 - (6) 水道局 業務課、工務課、浄水課 (簡易水道特別会計分)

- 3 監査の範囲
 - (1) 平成29年4月1日現在、市が設置する公の施設のうち「冠山総合公園」における指定管理者制度導入に係る行政事務に関し、その選定段階から平成29年度までの事務の執行について
 - (2) 平成29年10月分から平成30年9月分の支出の財務事務について

4 監査の観点

(1) 指定管理者制度に関する事務について

- ア 指定管理者の募集及び選定等の手続きは適正に行われているか。
- イ 指定管理者の指定及び協定書等の締結は適正に行われているか。
- ウ 指定管理施設の管理運営は適正に行われているか。

(2) 支出の財務事務について

- ア 事務処理は、法令、要綱等に基づき適正に行われているか。
- イ 計数に違算はないか。特に、各種の証拠書類等の計数は符合しているか。
- ウ 各種書類の整備記帳、証拠書類の整理保存等は、適切に行われているか。

5 監査の方法

行政事務の執行が、関係法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかについて監査した。なお、監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するなど、必要に応じて関係職員から状況を聴取して実施した。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に処理されていると認められたが、次の事項については検討、改善をされるよう要望する。

(1) 指定管理者制度に関する事務について

ア 管理運営業務の対象施設について

冠山総合公園の管理に関する基本協定書 別紙2(第6条関係)では、管理物件である施設に「レストラン棟」及び「休憩棟」が含まれているが、光市冠山総合公園指定管理業務仕様書においては「レストラン棟及び休憩棟内売店を除く」と記載されている。基本協定書は、指定管理者との協議により管理業務の実施に当たっての基本的な事項について明確に定めたもので、その記載については十分な整合性を図られたい。

イ 指定管理者募集に関する書類等について

指定管理者募集の際に提示する光市冠山総合公園指定管理者募集要項

及び業務仕様書には、管理物件の具体的な管理施設及び管理備品の記載が確認できなかった。募集要項等は、指定管理者に応募しようとする申請者が、管理運営に必要な費用の積算及び事業計画作成のための基礎資料となるものである。よって、募集に関する要項や業務仕様書には管理する施設や備品を記した管理物件を掲載されたい。

ウ 第三者委託について

冠山総合公園の管理に関する基本協定書第14条では、第三者に一部業務の委託、又は請け負わせる場合、事前に市の承諾を受けることになっているが、指定管理者が提出する事業計画書での「外部委託業者一覧表」の掲載しか見受けられず、承諾の行為が確認できなかった。第三者への委託、又は請け負わせる場合は、基本協定書に基づき適正な事務処理を行うよう改められたい。

エ 自主事業の実施について

冠山総合公園の管理に関する基本協定書第44条では、自主事業を実施する場合、事前に市の承諾を受けることになっているが、指定管理者が提出する事業計画書での「イベント計画一覧表」の掲載しか見受けられず、承諾の行為が確認できなかった。自主事業を実施する場合は、基本協定書に基づき適正な事務処理を行うよう改められたい。

オ 予算書と決算書の整合性について

指定管理者が提出した平成28年度、29年度収支予算書と収支決算書について、収支項目が一致していないものや前年度の執行実績に対比した適正な予算設定がされていない項目、内訳が確認されたので改められたい。また、委託料については高額であることから、明細を添付するなど委託内容を明確にされたい。

(2) 支出の財務事務について

ア 補助金交付決定通知書の指令の文字について

「指令」については、光市公用文に関する規程第2条において「個人又は団体からの申請又は願いに対して許可、認可又は指示命令するもの」と

規定されており、山口県文書事務の手引でも「特定の個人・団体・他の行政機関などからの申請、願いなどに対して、許可・認可などの行政処分やその他の処分を行う場合の文書をいい、文書記号の前に指令の文字を付ける」とされているが、補助金の交付決定通知書において、文書記号の前に指令の文字が付いていないものが散見された。このことはこれまでも指摘をしており、文書管理に当たっては、その正確性を確保するため文書事務の基本的なルールの徹底を図られたい。

イ 收受文書における文書番号について

文書番号については、光市文書取扱規定第14条で「同一事案に属する一般文書は、完結するまでは同一の番号を用いなければならない」と規定しているが、收受文書と令達文書で異なる番号を採番しているものが散見された。このことはこれまでも指摘をしており、文書管理に当たっては、その正確性を確保するため文書事務の基本的なルールの徹底を図られたい。

7 最後に

今回は、本市において指定管理者制度を導入している18施設のうち、冠山総合公園を対象に、制度導入に係る行政事務の適法性、合理性、効率性等の観点から監査を行った。前述のとおり、概ね適正な事務処理がなされているものと認められるが、検討あるいは改善を要する事項が数点見受けられたので対応されたい。

指定管理者制度については、民間事業者のノウハウの活用により、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減を図りつつも、公の施設として住民福祉増進の向上を実現するという当初の設置目的が指定管理者制度導入に関する指針にも掲げられている。所管課としては指定管理者との連携を密に行い、より質の高い公共サービスの提供を安定的かつ継続的に実施されるよう望むものである。また、文書管理においては適正な事務執行に一層努められたい。